

電子サイン 成功への道

効果的な電子サインポリシーの策定

電子サインでビジネスの方法が大きく変わります。紙の契約書をやり取りする手間が省けるだけでなく、署名と承認のプロセスが飛躍的にスピードアップします。何より、電子サインは想像よりもはるかに簡単に既存のワークフローに導入可能です。まず、電子サインの基本ポリシーを策定することから始めましょう。

厳格な電子サインポリシーにより、電子サインの使い方のガイドラインが規定されています。これは、国内および国際法、業界規制ガイドラインに準拠した署名プロセスを維持するのに役立ちます。電子サインポリシーの作成にあたって最初に必要なことは、何を対象とするかを判断することです。

このガイドでは、会社全体で使える電子サインポリシーの策定にお役立ていただけるように、これらのガイドラインについて説明します。以下の注意事項を参考に、法的効力と強制力を持つ電子契約をおこなうためのポリシーを策定してください。

電子サインに関する法律を理解する

電子サインは世界中のほとんどの先進国で法的に有効で強制力がありますが、国により電子サイン関連法が異なるため、企業として、事業をおこなうあらゆる国で適用される電子サインポリシーを定めておくことを推奨します。また、ポリシーを定める前に各国の電子サイン関連法を確認し、国内および国際間で電子サインを使用することでどのような影響があるかを理解することが重要です。

世界的には次の2種類の電子サイン関連法が一般的です。

- **最小規制法** — 米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダといった多くの国では最小規制法が採用されており、電子サインが最大限に保護されています。法的な制限は限定的で、手書きの署名と同じ法的効力が与えられます。

- **二重構造法** — このカテゴリーの国々は、一般に電子サインの使用を広く認めています。様々な証明書により署名者を認証する、デジタルIDを使用した署名には、さらに高い証拠能力を認めています。EU、中国、インド、韓国が二重構造法を採用しています。例えば、EUで手書き署名と同等の効力が自動的に与えられるのは、適格プロバイダーが発行したデジタルIDを使用した署名に限られます。

Adobe Signのような高度な電子サインソリューションは、最小規制法と二重構造法の両方に容易に準拠することが可能であり、様々な国にまたがる取引にも対応できます。

企業に適した署名アプローチを見つける

電子サインポリシーの草案を作成するためには、事業に最適な署名アプローチを決定するために、扱っている契約を評価する必要があります。規制とリスクのバランスを取り、ビジネス上の取引を適法かつ安全におこなうためにはどの程度の厳密性が必要かを判断します。業務プロセス、国内法、適用される業界規制によって考慮すべき点はそれぞれ異なりますが、良く構成された電子サインプロセスは、たいいてい以下のような方式を1つ、または複数採用して署名プロセスを自動化し、コンプライアンスを担保しています。

- **低リスク：一般的な電子サイン** — ビジネスリスクが高くなく、法律で認められている場合は、請負契約、作業指示、申請書などの日常的な合意書に、多くの企業が一般的な電子サインを使用しています。安全な署名プロセスを使用して、署名者に電子メールでリクエストを送信します。署名者は電子メールに埋め込まれた専用リンクをクリックするだけで、文書にアクセスできます。ほとんどの署名者は、1つの電子メールアカウントを1人で使用しているため、これが第1レベルの認証と考えられます。文書はプロセスの全期間を通じて安全に管理され、各手順（認証を含む）の記録が作成され、監査証跡として保管されます。

全員が署名した後、不正改ざん防止シールで文書の整合性を確保した最終の文書が全当事者に自動的に送信されます。コンプライアンスをさらに強化するには、署名プロセスに参加する前に、取引を電子的におこなうことに明示的な同意を必要とするプロセスを設定することもできます。

- **中リスク：拡張電子サイン** — 取扱いに注意を要する契約では、セキュリティを強化するため、多くの組織が2つ目の署名者認証を加えています。拡張電子サインの手順は標準電子サインとほとんど同じですが、文書を開くまたは署名する前に、署名者の認証を確認する手順が追加されます。電話認証、ソーシャルID、パスワード、ナレッジベース認証（KBA）などを使用することで、署名者の同一性をより高い精度で検証できます。

- **高リスクまたは規制による定めがある場合：電子署名** — 最も厳格な法令および規則に準拠し、最大のリスクから最も重要な署名プロセスを保護するため、一部の組織では電子署名を採用しています。

電子署名は電子サインの一種で、証明書によるデジタルIDを使用して、署名者の同一性を認証するものです。通常、使用するIDは認証局（CA）またはトラストサービスプロバイダー（TSP）が発行します。電子サインと同様に、電子署名ソリューションにも監査証跡、最終文書の自動配信、明示的同意の追加オプションが含まれます。しかし、署名の証明方法が異なります。署名自体が暗号化された文書に紐付けられ、署名後も継続的にCAまたはTSPによる検証が可能です。

業務プロセスに関する主なチェック項目を参考に、該当する電子サイン用途にはどのアプローチが適しているかを判断してください。

- ・ 法令により、特定の署名方式が義務付けられていますか
- ・ コストをかけて、あらゆる署名者にデジタル ID を付与すべきでしょうか
- ・ 署名に対し異議が申し立てられる可能性はどの程度あり、それに関連してどのようなリスクが考えられますか
- ・ 平均的な顧客に対し、デジタル ID を要求することは障害になりますか

ポリシーにベストプラクティスを組み込む

電子サイン関連法の基本原則は共通しているため、1つの国だけで取引する場合も、多くの国にまたがる場合も、電子的合意の法的効力と強制力を担保するために、署名ポリシーで規定すべき主な事項が6点あります。

- 1. 認証：**誰が署名したか
- 2. 署名の意思：**署名者は署名の意思を明示したか
- 3. 署名の証明：**特定の文書に署名され、署名後に改変されていないことを証明できるか
- 4. 同意：**署名者は電子的に取引することに同意したか
- 5. 例外：**除外すべき文書の種類はあるか
- 6. 保持：**記録はどのくらいの期間保管すべきか

署名者の同一性を認証する

電子サインプロセスでは、署名プロセス中に署名者の同一性の確認と認証をおこなう手順が必要です。ほとんどの企業では、対象となる業務プロセスに関連するリストとコンプライアンス要件に応じて、前述のいずれかまたは複数の方式を取っています。Adobe Sign は1つのソリューションでこれらの方式をサポートしているので、プロセスごとに最適なアプローチが容易に選択できます。

署名の意思を示す

署名プロセスでは、署名者の意思表示を明らかにするために、プロセス中に署名者の主体的行動（キー入力、署名の描画、ボタをクリックなど）を示す手順が必要です。また、署名者には、電子的な方法で契約書に署名することを拒否する選択肢も与える必要があります。Adobe Sign のプロセスにはこの両方の機能が組み込まれています。

署名の証明を定める

電子サインとしての適格性を有するには、署名とその署名を付した文書が紐付けられている必要があります。

そのため、Adobe Sign は署名プロセスの全期間を通じて文書を安全に管理し、不正改ざん防止シールで署名済み文書の整合性を証明します。手順ごとに安全な監査証跡として記録されるので、各当事者の署名の明白な証拠として容易に提示できます。文書への署名が完了すると、すべての署名者に改変のない完全な署名済み文書の電子的写しが送信され、各自参照および保管できるようにします。

電子的な取引に同意する

ほとんどの電子サイン関連法では、電子的な取引に対して何らかの形式の同意を得ることが義務付けられています。Adobe Sign に代表される電子サインソリューションには、ワークフローに同意手順が組み込まれているため、文書を変更する必要はありませんが、文言を追加することも可能なので、契約書に同意条項を含めることも検討してください。例えば、契約書の署名ブロックのすぐ上に次のような条項を含めることもできます。

次の情報をお読みください：この文書に署名することにより、この消費者への情報開示を読んだ上で、電子的な通信方法による取引、通知や情報開示の電子的な受信、紙の文書に代えて電子サインの使用に同意したことになります。通知や開示情報の受信、文書への署名は、必ずしも電子的におこなう必要はありません。電子的な方法を希望しない場合は、いつでも紙の文書の送付を請求し、この同意を撤回することができます。

例外を規定する

中には電子的な実行ができないプロセスもあります。一般ポリシーにかかわらず、特定の契約書を電子サインの適用対象に含めたり、除外したい場合は、例外を規定する条項を記載します。例えば、電子サイン関連法の中には、不動産譲渡や家族法に関連する契約書を対象外としているものもあります。また、バイオ医薬品などのように規制の厳しい業界では、特定の業務プロセスについては電子署名のみを認めることもあります。リスク分析をおこなうことで、どのような例外をポリシーに記載すればよいかを判断しやすくなります。

記録を残す

電子サイン文書にも、他の文書と同じ取扱いが必要です。これには、記録を保管する期間を決めることも含まれます。電子サイン取引の記録は、通常、手書きで署名した紙文書と同じ期間の保管が必要です。企業の記録保持ポリシーに適用される法令を確認し、遵守してください。署名者など、権限のある誰もが記録にアクセスでき、再生可能な形式で保管する必要があります。Adobe Sign では、記録は [Adobe Document Cloud](#) に安全に保管することができます。重要な高リスクの文書がある場合は、正式な記録管理システムまたは電子保管システムにアーカイブすることも検討してください。

明確なポリシーを草案する

ポリシーに記述する内容が決まったら、それをユーザーにわかりやすい文言で伝えることが重要です。ユーザーに読まれるポリシーを記述するために、次の3つのヒントを参考にしてください。

ポリシーの目的を記述する

ポリシーをなぜ記述するのか、その目的を定義しましょう。例：このポリシーでは、電子サインとその記録が使用され認められる場合の条件の定義など、電子サインを採用する際のガイドラインを定めています。

ポリシーの概要を示す

ポリシーの概要も記載しましょう。ビジネスをおこなう目的で必要となる電子的なサイン、承認、または認証が法的拘束力を持ち、手書き署名と同等であると企業が認めていることを、端的にまとめます。電子サインを許可する場合、許可しない場合で特定の条件があるとき（除外する契約、対象とする契約、電子サインの使用が認められない部門など）は、ポリシー声明で例外を明示します。

ポリシーで使用されている用語を定義する

ポリシーのガイドラインで使用されている文言を全員が明確に理解できるように、よく使用する用語を定義しましょう。一般的な用語の定義は、付録をご参照ください。

ポリシーを周知する

ポリシーが完成したら、社員全員がワークフローの中で、いつ、どのように電子サインを使用するかが分かるように、会社全体でポリシーを周知徹底させることが重要です。ポリシーはアクセスしやすい場所に公開しましょう。会議やイベントでポリシーを公表し、説明や質疑応答がおこなえるようにします。最後にワークフローのテンプレートなどをチェックし、新しいポリシーとの一貫性が確保されていることを確認します。

詳細

電子サインについて詳しくは、次のリソースを参照してください。

- ・ [電子サイン関連法グローバルガイド：国別](#)
- ・ [電子サインと電子署名で業務プロセスを変革](#)
- ・ [法律上の電子サイン](#)

付録

電子サイン関連用語：

電子サイン：合意または記録の受理を示すあらゆる電子プロセスを意味します。電子サインは様々な方法で署名者の同一性を認証します。

標準的な電子サイン：単一の電子的認証方式（電子メールアカウントへのアクセスなど）を用い、安全なプロセスにより最終文書と共に監査証跡を作成します。

拡張された電子サイン：多要素認証を追加して、署名者の同一性を検証します。まず、送信された電子メールの専用 URL にアクセスします。次に、文書を開く条件となる検証を受けます。検証には、電話認証、ソーシャル ID、パスワード、ナレッジベース認証（KBA）などがよく使用されます。

電子署名：電子サインの一種で、証明書によるデジタル ID を使用して、署名者の同一性を認証します。電子署名は、暗号化により各署名と文書を紐付けて署名を証明します。検証は通常信頼された認証局（CA）またはトラストサービスプロバイダー（TSP）を通じておこなわれます。

認証局（CA）：デジタル証明書を発行し管理する、信頼された企業または IT 供給サービス。あらかじめ署名者の同一性を確認した CA が、電子署名の作成に使用するデジタル ID、PIN、ハードウェアセキュリティデバイス（USB トークンまたはスマートカードなど）のいずれかまたは複数を発行します。

トラストサービスプロバイダー（TSP）：CA サービスを含む安全性の高い ID および取引サービスを幅広く提供しています。例えば、EU の eIDAS 規制では、EU 加盟国でのデジタル ID の発行を公認する TSP のクラスを規定しています。公認された ID で署名された文書は、「Qualified Electronic Signatures（適格電子サイン）」と呼ばれる最高レベルの基準を満たし、手書き署名と同等の法的有効性が認められます。



Copyright © 2017 Adobe Systems Incorporated. All rights reserved.
Adobe and the Adobe logo are either registered trademarks or trademarks of
Adobe Systems Incorporated in the United States and/or other countries.